

フィールド4 健康福祉

次に、フィールド4 健康福祉について、申し上げます。

まず、**健康づくりと医療体制の充実**についてでございます。

地域と一体となった健康づくりにつきましては、健康づくりの基本となる健康増進計画「第2次元気プラン新居浜21」に基づき、健康都市づくり推進員等と協力し、食生活の改善や運動不足の解消などに取り組んでまいります。また、新たに、食生活改善推進員と協力し、減塩推進プロジェクトや子育てママ応援食育推進事業を実施し、食育の推進に取り組んでまいります。

母子保健対策の推進につきましては、妊娠期、乳幼児期の健診や健康相談等を実施し、母子の健康増進に努めるとともに、発達に課題のある親子に対して、関係機関と連携して一貫した支援体制づくりを行ってまいります。また、乳児家庭全戸訪問を実施し、育児不安の軽減や虐待防止に努めてまいります。

感染症対策の推進につきましては、感染症の発生防止対策として、市民への迅速な情報提供を行うとともに、感染症の蔓延を防ぐために予防接種法に基づく各種の予防接種を実施してまいります。

救急体制の維持・強化と地域医療の確保につきましては、緊急時における医療体制整備のため、休日夜間急患センターにおいて、休日診療、夜間診療及び小児深夜帯診療を継続するとともに、在宅当番医制などによって、緊急時の医療体制の確保を図ってまいります。

次に、**地域福祉の充実**についてでございます。

地域福祉意識の啓発と推進体制の充実につきましては、地域活動への住民参加を促すための広報活動や生き生きふれあいフェスティバルなどの、イベントや行事を充実させることで福祉のまちづくりを推進してまいります。

また、「新居浜市地域福祉推進計画2011」に基づき、地域における共助の領域を拡大、強化することにより、地域で暮らす人たちの生活課題の解決に取り組んでまいります。

地域福祉活動の推進につきましては、社会福祉協議会や民生児童委員、ボランティア団体、自治会など地域において福祉活動を行っている多様な主体が、行政を含めて協働して問題解決を図ることのできる機能的で重層的な体制づくりを推進してまいります。

次に、**児童福祉の充実**についてでございます。

子育て支援の充実と連携につきましては、病児や緊急な預かり等に対応する

ため、病児・病後児保育を再開いたします。また、新たに、産前・産後等に家事や育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、必要な援助を行うとともに、子育て用品のリースに対する助成制度、不要となった子育て用品を回収し、希望者へ提供する制度を開始いたします。さらに、子どもの歯科外来に係る医療費の助成対象を小学校修了前までに拡大いたします。

平成27年4月から始まります「子ども・子育て支援新制度」につきましては、平成25年度に実施したニーズ調査の結果を踏まえ、（仮称）「新居浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

子どもと親の交流の場づくりにつきましては、子育ての不安感等を緩和するため、子育て親子の交流の場として地域子育て支援拠点を3か所増設し、地域における子育て支援機能の充実を図ってまいります。

次に、**障がい者福祉の充実**についてでございます。

障がい者への理解と社会参加の促進につきましては、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者が持つ能力を最大限に発揮し、自己実現ができるよう支援していくとともに、一人ひとりの状態や状況に応じた自立のスタイルを確立できるよう支援を行い、障がい者が地域の中で自立して暮らせる共生社会の実現を目指します。

障がい福祉サービスの充実につきましては、医療費助成など、重度障がい者に対する経済的負担軽減を図るとともに、障がい者団体に対する支援を継続してまいります。また、必要な障がい福祉サービスが利用できるよう各種サービスの基盤整備を行うとともに、障がい者への事業所情報の提供の充実を図ります。

障がい者の就労支援につきましては、障がい者の就労を促進するため、障害者総合支援法による就労移行支援事業や就労継続支援事業の実施を促進するとともに、新居浜市障害者自立支援協議会の専門部会に就労支援部会を創設し、事業所・関係機関の連携を強化、就労基盤の整備を行う等雇用の促進に努めてまいります。

次に、**高齢者福祉の充実**についてでございます。

住み慣れた地域での生活支援につきましては、民間事業者等との連携により、高齢者見守りネットワーク事業を推進いたします。

介護予防の充実につきましては、介護予防に関する普及啓発のための介護予防教室を開催し、受講後も継続して介護予防・健康づくり活動が行えるよう自

主活動につなげる支援を行うとともに、ボランティア等の人材育成、地域活動組織の育成及び支援を推進いたします。また、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握し、要支援・要介護状態に陥らないように、特定高齢者の介護予防事業を実施し、高齢者の生活の質を改善するとともに、免疫力の向上や脳血管性認知症予防に効果があるといわれる笑いの効用に着目した笑いの介護予防促進事業を実施いたします。

適切で効果的な介護サービスの充実につきましては、第5期介護保険事業計画に基づき施設基盤整備に取り組むとともに、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を推進してまいります。また、平成27年度から29年度を計画期間とする次期「高齢者福祉計画」を策定いたします。

共に生き支えあう地域ネットワークの充実につきましては、高齢者の社会参加と高齢者同士が共に支え合う社会づくりを推進するため、高齢者が地域で集える場づくりを支援するとともに、各小学校区で構築されている地域ケアネットワークを通じ、高齢者が在宅で安心して生活できるための支援を行ってまいります。また、介護保険施設等において、ボランティアを行った高齢者の方に対し、活動実績に応じたポイントを付与する介護支援ボランティア事業を新たに実施いたします。

次に、社会保障の充実についてでございます。

生活の安定と自立に向けた支援につきましては、生活困窮者に対し、必要な経済的援助と自立・就労支援を行うとともに、医療扶助の適正化や不正受給対策を徹底し、適正な生活保護の実施を図ってまいります。

介護保険制度の円滑な運営につきましては、介護保険制度の円滑な運営のため、介護認定調査水準の向上、介護認定審査会の判定理由明確化、介護相談員等の活用や事業所指導・監査の実施により、介護給付適正化の推進を図ります。

国民健康保険事業の健全な運営につきましては、高齢化の進行や先進医療技術の進歩などによる医療費の増大により、国保財政は今後さらに厳しくなることが予想されることから、引き続き保険料の徴収率向上等の歳入確保に努めるとともに、特定健診等の健康づくりやジェネリック医薬品の普及など医療費の適正化を推進し、国民健康保険事業の健全な運営を行ってまいります。